

発議第 16 号

平成 18 年 12 月 22 日

庄原市議会議長 様

代表者	庄原市議会議員	堀井	秀昭
賛成者	庄原市議会議員	谷口	勇
		松浦	昇
		加島	英俊
		原田	顕三
		横山	邦和
		谷口	隆明
		野崎	幸雄
		早瀬	孝示
		垣内	秀孝
		中原	巧

庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び庄原市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

(提案理由)

危機的財政難の中、庄原市議会議員の報酬を時限的に減ずる特例措置を講ずるため、条例を制定しようとするものである。

庄原市議会議員の報酬の特例に関する条例

(庄原市議会議員の報酬に関する特例措置)

平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における庄原市議会議員の報酬月額については、庄原市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 40 号）第 2 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に議長 100 分の 10、副議長 100 分の 9、常任委員会の委員長及び常任委員会の副委員長並びに議員 100 分の 8 を乗じて得た額（当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 20 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。